外需	27,613	22,904	19,867	21,886	6,264	6,854	8,020	7,012
	(　6.6)	(−17.1)	(−13.3)	(　10.2)	(　0.0)	(　9.4)	(　17.0)	(−12.6)
	〔−1.3〕	〔−9.4〕	〔−18.0〕	〔−16.5〕	〔−18.4〕	〔−12.8〕	〔−9.6〕	〔−24.1〕
代理店	2,946	2,768	2,705	2,614	847	826	879	909
	(　10.2)	(−6.1)	(−2.3)	(−3.3)	(　4.0)	(−2.5)	(　6.4)	(　3.4)
	〔　20.4〕	〔　7.8〕	〔　11.7〕	〔−1.8〕	〔−3.6〕	〔−3.6〕	〔−0.7〕	〔−1.2〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。
２．四半期は合計額、(　) 内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：%）

	平成24年1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	平成24年9月	10　月	11　月	12　月
Ⅰ製造業計	0.1	−5.8	−3.2	−3.9	2.8	−3.6	3.9	3.0
1食品製造業	5.0	11.6	−16.3	13.9	−15.0	0.8	55.8	−24.3
2パルプ・紙・紙加工品	−18.8	22.5	−13.8	93.2	−22.7	3.4	336.8	−56.4
3化学工業	26.2	−12.3	−26.0	23.5	−5.0	3.8	26.0	9.5
4石油製品・石炭製品	−25.6	11.3	16.0	24.6	80.8	61.2	−26.8	−44.7
5鉄鋼業	−20.4	−16.0	43.8	−31.0	48.5	−13.1	42.3	−41.3
6非鉄金属	−18.2	18.4	−22.0	−22.9	4.7	12.2	−27.0	23.6
7金属製品	−4.2	−2.0	−9.2	15.1	−1.7	30.6	−21.1	30.5
8一般機械	−3.0	−2.9	−9.8	−4.6	−8.8	−2.1	1.9	2.9
9電気機械	−1.0	−15.7	2.0	−7.1	−18.7	4.1	3.6	−2.2
10情報通信機械	−2.3	41.0	−10.5	−9.9	−0.5	−12.5	7.9	14.1
11自動車・同付属品	15.2	−12.5	−11.9	8.0	−14.6	17.8	12.6	−13.9
12造船業	15.0	−30.5	−10.8	10.5	25.6	2.1	−17.7	49.7
13その他輸送用機械	100.8	−21.6	−2.6	−25.8	73.0	−22.9	35.1	−23.1
14精密機械	27.0	−20.6	14.9	−16.1	−7.9	−4.5	5.0	−24.0
15「その他製造業」	−3.0	−8.2	−7.8	10.0	−8.8	8.4	11.3	7.8
Ⅱ非製造業計	−10.2	6.2	−4.0	5.8	15.2	−1.6	9.9	−14.0
16農林漁業	−7.1	9.8	−13.5	7.3	−16.2	6.6	46.2	−35.7
17鉱業・採石業・砂利採取業	−8.8	24.7	−23.6	22.7	71.6	56.8	−62.2	56.9
18建設業	−5.5	3.2	−4.7	26.8	−17.8	36.2	1.3	11.5
19電力業	−12.9	15.7	−21.9	−11.9	208.0	−47.3	21.3	6.5
20運輸業・郵便業	−24.3	−7.8	33.5	0.2	9.1	−5.9	6.9	−25.5
21通信業	9.1	−5.0	−7.9	0.3	1.7	2.7	1.5	−7.6
22卸売業・小売業	4.2	20.7	−19.0	12.2	−15.3	36.2	−12.2	−4.1
23金融業・保険業	3.4	−3.1	−4.7	19.5	6.3	−5.3	29.1	−28.5
24不動産業	6.5	33.0	−30.3	33.9	14.7	2.0	26.9	11.9
25情報サービス業	−3.1	6.7	−11.4	6.7	0.1	23.9	−20.4	−7.8
26リース業	1.0	21.7	−9.3	27.9	−30.9	102.3	−5.4	−24.6
27「その他非製造業」	−2.3	−2.1	9.6	6.3	−26.4	27.3	4.4	−4.3

（備考）１．季節調整系列の対前期（月）増減率。
２．「一般機械」は、「はん用・生産用機械」と「事務・サービス・娯楽用機械」の合計。
３．「精密機械」は、「業務用機械」から「事務・サービス・娯楽用機械」を除いたもの。
４．「その他製造業」には、「繊維工業」、「窯業・土石製品」を含む。

公　告

謡　事　項

工場財団

神奈川県小田原市扇町１丁目30番13号**小田原瓦斯株式会社**の工場財団に神奈川県小田原市扇町１丁目227番地小田原瓦斯株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年２月 15 日

横浜地方法務局西湘二宮支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成25年２月12日から司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年２月 15 日

前橋地方法務局長　塩澤　　隆

記

氏名　小堀　良治
所属する司法書士会　群馬司法書士会
登録番号　群馬第486号
事務所の所在地　群馬県桐生市東四丁目１番36号
違反行為　業務上横領

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び第２項の規定に基づき、平25年２月４日失格処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成 25 年２月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　辻　　賢治
生年月日　昭和30年10月３日
住所　大阪府交野市神宮寺１丁目32番１号
社会保険労務士登録番号　第27820038号
事務所の名称　辻労務管理事務所
事務所の所在地　大阪府交野市神宮寺１丁目32番１号
懲戒処分の対象となった行為　「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成」「社会保険労務士法第15条の規定に違反する行為」「相当の注意を怠り、真正の事実に反して申請書等の作成」

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
愛知県岡崎市鴨田町字荒子25番地３　サーラシティ大樹寺　1201	上田　明男	特願2011―225445	出願却下の処分
〃	〃	特願2011―225445	手続却下の処分
〃	〃	特願2011―225490	補正指令書
東京都羽村市羽西２―６―２―102	小田々　豊	特願2012―160001	〃
千葉県我孫子市湖北台７丁目　湖北台団地３番17―406号	今村　明美	実願2010―6688	出願却下の処分
〃	〃	実願2010―6688	手続却下の処分
〃	〃	実願2010―6688	〃
〃	〃	実願2010―6688	〃
〃	〃	実願2010―6688	〃
〃	〃	実願2010―6688	〃
〃	〃	実願2010―6688	〃
〃	〃	実願2010―6688	〃
〃	〃	実願2011―797	出願却下の処分
〃	〃	実願2011―797	手続却下の処分
〃	〃	実願2011―797	〃